

律令時代における郡家の歴史地理学的研究

——遺趾の探究と復原の試み——

足 利 健 亮

一、はじめに

近年、いわゆる律令制的な地方都市としての国府の研究が、先学の精力的な諸業績によって益々拡張され深められつつあり、歴史地理学における主要な研究テーマの一として自他共に許す地位を獲得するに至った現状は、今更云々するまでもないことである。しかるに、ひるがえって郡家の歴史地理学的研究は、考古学的な発掘調査を含めて、極めて価値の高い業績が散見する^①といえ、律令時代に凡そ六〇〇を数えた郡家の絶対数^②に比較するとき、数の上ではあまりに乏しいことを認めねばならない。地方史誌類の中でも比較的くわしく遺存景観に触れたものが若干は見られるが、しかしそれらの多くは詳細な地図の提示を欠き具体性に乏しい。わりあい網羅的に郡家に触れている大日本地名辞書も、結局は郡字使用地名と郡家とを表面的に結びつけただけのものにすぎない。要するに我々が共通の財産として所有する個別郡家に関する知見は、極めて少数なのである。それ故に我々は当面、可能な限り多くの郡家の個別調査結果を累積することに努めねばならない立場に置かれている。かかる考えから、本稿では、まずコオリ地名を郡家と結びつけることの可能性を述べ、次いで小地名・地籍図・古地図・残存景観・文献・姓名等の諸資料による多面

的なアプローチの具体的方法を模索しつつ、かかるコオリ地名地点五カ所における筆者の調査結果を報告し、最後に郡家面積及び郡家に加えられた方格的規制の問題についての今後の研究の見通しに触れたいと思う。あらかじめ諸先輩の御叱正と御示教とを切望しておきたい。

二、コオリ地名について

郡家趾の細部についての研究に着手する為の最も手近な手がかりの一つは、コオリ地名である。郡家が律令時代にコオリノミヤウであるいはグウケと訓まれていた事実は、ここに改めて『日本書紀』・『和名抄』等を引くまでもなく周知のところである。それに加えて「郡」一字、従ってコオリとのみ称して郡家を表現していた場合もあると考える史料が存在する。即ち、

備後国葦田郡甲努村。相去郡家。山谷阻遠。百姓往還。煩費太多。仍割品遲郡三里。隸葦田郡。建郡於甲努村。^①
(傍点筆者。以下同様。)

及び

於雄勝村建郡、居民焉。^②

の二史料における「郡」の用例は、次の

陸奥蝦夷第三等邑等志別君宇蘇弥奈等言。……請於香河村。造建郡家。……又蝦夷須賀君古麻比留等言。……請於
閑村。便建郡家。^③

及び

陸奥国云。部下田夷村蝦夷等。……請建郡家于田夷村。^⑧

などの史料における「郡家」の用例と全く同じものであり、更に、

置陸奥国栗原郡。本是伊治城也。^⑨

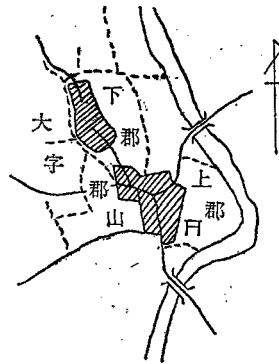
の「郡」も、郡家を意味していると考えることが可能なのである。従って今日、コオリ、グウケ等の地名——これらを一括してコオリ地名と称することを約束しておきたい——が郡家陞に関連を有すると考えることは、地名学上殆んど疑念がはさまれていないのである。^⑩

そこで次に、郡（コオリ）・上郡・中郡・下郡・古郡・今郡・郡山・郡元・郡家（グンク又はグウケ）・郡府（グンブ）の一〇種類の郡字を使用してコオリ又はグン音を有する諸地名と、他に異字使用のものでコオリ地名の範疇に含めることの可能な地名若干とを、グループ毎にまとめて表示してみた。遺漏があるかと思うが、郡字使用大字で上に列記した一〇種類のものについては、ほぼ完全なリストであろうと考える。表示した数だけで既に拾芥抄にみえる六〇五郡の一割余に達するのであるが、もとよりこれらが一例漏らさず古代郡家関連地名であると、にわかに断ずることとは厳に慎まねばならない。

例えば、表示することは避けたが、郡字を使用しても西郡を称する地名は、錦織（錦部）——錦郡——西郡の変化によって生じたものであるし、鳥取県に数例みられる郡家（コオゲ）が、長い間グンケ地名と同一のものと考えられていたにかかわらず、実は中国地方に広く分布する「高下」又は「芝（コオゲ）」に通ずる地名であることが、柳田国男によって説明された如き例もあるので、上掲の諸地名に対する地名学的な検討は、なお根気よく継続されねばならないことは当然である。しかしそれにもかかわらず一般論としては、表示した諸種類の地名が、いずれも郡（コオ

り)又は郡家(グンケ)なる原形に還元することが出来ると説明することは可能であり、次章以下に述べる事例に則した考察と相俟って考えるとき、上の諸例の多くが郡家に深いつながりを有するものであることを疑うことはできない。

そこで次に上の諸種類のコオリ地名が、いずれも郡又は郡家なる原形から出たものであることを概略説明しておきたい。即ち、



第1図 秋田県雄勝郡山
羽後郡

(1) 郡山地名は或る事例では郡地名と重なるか又は隣接して存在する。例えば、大阪府茨木市の郡及び郡山は相隣る大字であり、秋田県雄勝郡羽後町郡山は、第1図に示した如く、上郡・下郡なる集落名を兼ねた両小字名の総称として存在するものである。

(2) 上・中・下の語を補った郡地名は、その多くのものが上・下の対になった地名からなるものであり、一般に分村の結果成立した地名であると考えることがができる。大字の例については前掲の表によって判然とするが、他に、奈良県宇陀郡菟田野町佐倉に小字郡・上郡・下郡があり、これは地籍の分割によって生じたものと考えざるを得ないことを指摘しておく。また大阪府寝屋川市郡は『寛文五年郡北村を分ち、享保四年郡中村を分つて三カ村となったが、明治元年復旧合併』^⑧したものであるとい、中郡なる地名の成立契機の一例を示していると考えられる。

(3) 郡元については、永承四年(一〇四九)の紀伊国某郡収納米進未勘文^⑨に「郡許院収納所」なる記載がみられ、コオリモトなる用例の存在したことが確認される。

(4) 古郡は恐らく今郡と対になる用語である。今郡についての積極的な文献史料はここに提示し得ないが、古郡についていえば、例えば三重県上野市古郡は著名な『藤原実遠所領田畠目録』^⑩中に既に古郡として見え、壬申の乱当時の郡家に溯って考えることが可能である。又『和名抄』^⑪にみえる甲斐国都留郡古郡郷は、金沢庄三郎が、郡家移転の結果の名称であると述べる際の例に引いている。最も華やかな事実は、茨城県真壁郡協和村古郡地籍内に、高井悌三郎が推定古郡家趾を発掘した^⑫ことである。これは旧新治郡家趾と考えられているものであるが、新治郡家は弘仁八年（八一七）に火災を蒙った記録があり、^⑬発掘調査の結果も火災記録に符合するものがあつて、しかもそれ以後再び経営された形跡がないという。文字通り古郡家と化したのである。

(5) 郡府地名は一例にすぎないが、国史上、

宝龜十一年雄勝平鹿二郡百姓。為賊所略。各失本業。彫弊殊甚。更建郡府。招集散民。雖給口田。未得休息。^⑭（傍点筆者）
なる記録があり、郡家を郡府とも称したことが考え得るのである。

(6) 桑折地名については、宮城県志田郡三本木町桑折の古城が、中世末・近世初には郡城であつた^⑮といい、愛知県江南市古折また、その集落内の社会組織の一つの名称として東郡組なるものを内包している^⑯のである。

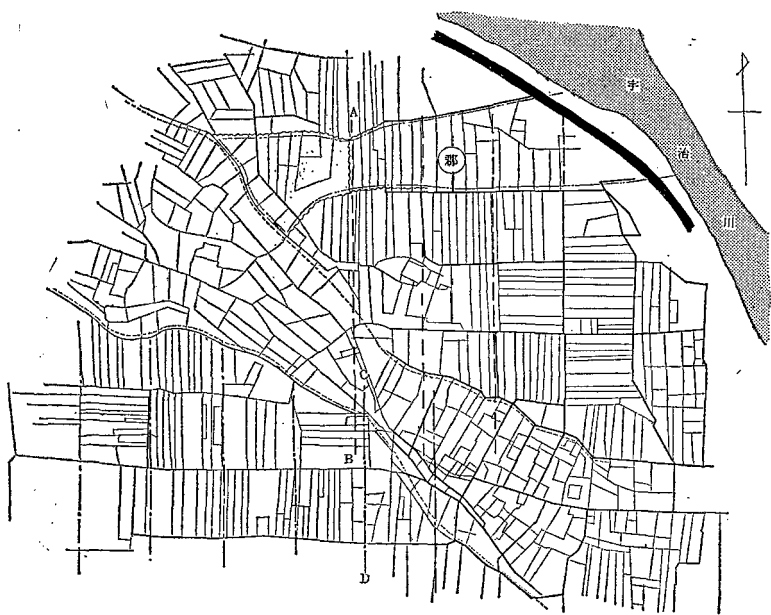
次に分布の概要についてみると、東北地方に郡山・桑折、関東に久下、九州に郡元と、若干の地域的な地名流行現象とも云うべき傾向はみられるが、コオリ地名全体を通覧すると、極めて普遍的に分布し、旧来の郡域に二例以上、前表の如きコオリ地名が存する場合は殆んど皆無であるといつてよい。例えば、福井県旧大野郡に当る勝山市域に二つの郡地名がみられるが、このうちの^⑰一は、他の一である旧村岡村郡集落の住民が勝山城下に移住して成立した町名であるから、元来一つのものであつたことを知らねばならない。

コオリ地名表

- A 大字郡(コオリ)**
- 1 鹿兒島県日置郡伊集院町郡
 - 2 //
 - 3 川辺郡知覧町郡
 - 4 //
 - 5 愛媛県北宇和郡宇和海村郡(戸島)
 - 6 徳島県板野郡土成町郡
 - 7 山口県厚狭郡山陽町郡
 - 8 岡山県岡山市郡
 - 9 島根県仁多郡仁多町郡
 - 10 //
 - 11 隠地郡五箇村郡
 - 12 大阪府茨木市郡(及び郡山)
 - 13 //
 - 14 寝屋川市郡
 - 15 京都市右京区西京極郡
 - 16 福井県福井市郡
 - 17 勝山市郡(及び村岡町郡)
 - 18 石川県七尾市郡
 - 19 静岡県藤枝市郡
 - 20 千葉県君津郡君津町郡
 - 21 //
 - 22 香取郡神崎町郡
- B 大字上郡(カミコオリ)・中郡・下郡**
- 大分県大分市下郡
- E 大字郡元(コオリモト)**
- 48 //
 - 49 秋田県雄勝郡羽後町郡山(小字上郡・下郡)
 - 50 飽海郡平田村郡山(小字郡山)
 - 51 //
 - 52 高畑町小郡山
 - 53 東置賜郡和郷村郡山
 - 54 山形県東根市郡山(小字郡山)
 - 55 岩手県紫波郡矢巾村郡山
 - 56 仙台市郡山・上郡山
 - 57 富岡町郡山
 - 58 宮城県白石市郡山
 - 59 双葉郡双葉町郡山
 - 60 //
 - 61 福島県河沼郡河東村郡山
 - 62 (郡山市)
 - 63 三重県鈴鹿市郡山
 - 64 奈良県大和郡山市北郡山・南郡山
 - 65 大阪府茨木市郡山(10参照)
- F 大字郡家(グンケ・グウケ)**
- 香川県丸亀市郡家

- | | | | |
|----|-----------------------|----|-----------------------------|
| 20 | 熊本県下益城郡中央村中郡 | 53 | 兵庫県津名郡一宮町郡家 |
| 21 | 兵庫県赤穂郡上郡町上郡 | 54 | 〃 神戸市東灘区御影町郡家 |
| 22 | 三重県上野市上郡・下郡 | 55 | 〃 多紀郡篠山町郡家 |
| 23 | 千葉県君津郡富来田町下郡 | 56 | 大阪府高槻市郡家 |
| 24 | 福島県伊達郡桑折町上郡・下郡 | 57 | 岐阜県揖斐郡大野町郡家 |
| 25 | 宮城県亘理郡亘理町上郡・下郡 | G | その他の文字を使用してコオリ又はクゲと読ませる若干の例 |
| 26 | 〃 遠田郡涌谷町上郡・下郡 | 58 | 愛知県江南市小折(コオリ) |
| C | 大字古郡(フルコオリ)・令郡(イマコオリ) | 59 | 宮城県志田郡三本木町桑折(コオリ) |
| 27 | 三重県上野市古郡 | 60 | 埼玉県熊谷市久下(クゲ) |
| 28 | 埼玉県児玉郡美里村古郡 | 61 | 〃 加須市久下(〃) |
| 29 | 茨城県真壁郡協和村古郡 | H | 小字のみで残存しているコオリ地名の例、若干 |
| 30 | 山形県東田川郡藤島町古郡(小字古郡) | 62 | 奈良県宇陀郡菟田野町佐倉小字郡・上郡・下郡 |
| 31 | 千葉県香取郡東庄町今郡 | 63 | 〃 北葛城郡広陵町南郷・古寺小字郡 |
| D | 大字郡山 | 64 | 京都府宇治市横島小字郡 |
| 32 | 鹿児島県日置郡郡山町郡山 | 65 | 兵庫県城崎郡日高町府市場小字今郡 |
| 33 | 大分県大野郡大野町郡山 | 66 | 長野県更埴市桑原小字郡 |

註。これ以外に各種のコオリ地名が存するが、今回はとりあげない。
 。各コオリ地名の行政上の所属は、昭和三十七年版『最新全国市町村名鑑』(大蔵省印刷局編)によって確認した。



第2図 京都府宇治市槇島付近の地割と小字郡の所在

以上で郡家に関係すると思われるコオリ地名についての地名的な概観を終え、次章において事例ごとに、現地調査結果を含めた可能な限りの諸方法で、郡家域の復原その他郡家の歴史地理学的研究の諸問題を展開したい。同時にその考察過程を通して、コオリ地名が郡家に深く関連していることが、より一層明らかになるであろう。

三、推定郡家趾五題

(1) 旧山城国宇治郡家趾の追究

旧山城国宇治郡家の遺趾を考定する場合、我々は二つの有力な資料を持っている。一つは、現在宇治市槇島に残存する小字郡である(第2・3図)。槇島は宇治市合併以前には、久世郡に属して槇島村を称していたのであり、その際宇治・久世両郡の境界は宇治川であった。しかしそのことから即座にこの郡小字名を久世郡関係のものと考えるな

らば、いささか即断にすぎると思う。筆者はむしろその逆、つまり宇治郡に深い関連を有する地名であると考えている。あえてそれを述べるのは、次の様な三つの理由によっている。第一は、古い宇治川の本流は、谷口の宇治から現流路のやや南方を西北流して、三軒家付近で巨椋池に注いでいたという考えに基礎をおいている。これはかつて吉田敬市の述べたところであるが、それを証するように、地籍図上、第2図に示したような、現河道に匹敵する広さを有する旧河道が残存し、且つ現地での聞きとり結果はこの旧河道に沿って比較的近年まで堤防が残存していたということである。また両河道の走向をみると、旧河道は確かに等高線に直交しているが（一二・五メートル線）、現河道は斜交ないし並行している（一五メートル線も合せて考えた場合）とさえ云い得て、流向が不自然である。近世の古図などを見ると両流路の広さは一見相頷願している如くであるが、我々はそれに先だつ秀吉の河道改修を考慮しなければならぬから、これはさしたる典拠とはならない。以上の結果、筆者は古く仮に現流路が存在したとしても、それは本流に比して細流であり、榎島地区は本流の右岸にあったと考えたいのである。それを人文の面から或る程度裏付けようというのが次の第二の理由である。即ちまず榎島が旧流路の右岸に接してはなしに現流路の左岸に接して立地することに注意したい。^④その意味を考えるために現地を調査した結果、現在榎島の婚姻関係は、宇治川対岸の三室及び大鳳寺との間に結ばれているものが最も多く、宇治市街地区を一応除外して、旧久世郡に属した小倉と、旧宇治郡であった対岸諸集落との婚姻関係比率は、四対六程度で後者が高いこと、及び榎島の住民が所有する水田・茶園が一部対岸（丸山地区）に存在し、今なお小舟で往来して耕作に従事していることなど、つまり現流路の右岸との結びつきが意外に強いことを聞き知ったのである。推察をめぐらすならば、榎島は宇治川本流の付け替えによるその右岸の低湿化^⑤によって、左岸に移住した人々が営みはじめた集落ではなかったか、ということである。どのみち榎島が河州状の

ものであったとすれば集落の成立はさして古いものとは考えられない。しかし勿論そうは云っても、槇島に残存する条里制的な方格地割(第2図)は、少くとも近世以後のものであるとは考えられない。従って、河州という言葉から直ちに想像されるような悪地という印象を開発当時の槇島にすぐあてはめることは危険である。ところで、最も注意すべきことは、このような方格地割が、旧流路の左岸即ち久世郡の条里線とは合致せず(第2図。A—B線とC—D線の間の若干のくいちがいによって明らかである)、逆に現流路右岸の、後述するような方法によって復原した条里線及び現存地割に合致すること(第3図)である。即ち槇島の開発は恐らく宇治郡の勢力下において進行的なものと考えられるのである。これが槇島は古く宇治郡との結びつきの方が強かったと考える理由の第三である。では本来的には好適な居住地ではなかった槇島、特にその中の郡地区(小字地名であると同時に小地区の名称でもある)は具体的に右岸のどこに結びつけて考えるべきであろうか。

それについての暗示を与え、且つ問題の宇治郡家の位置を明示する資料がここに存する。

それは著名な山城国山科郷古図であって、それを検すると、この小字郡に比較的近い宇治郡西南部、宇治郡条里の七条六里が「郡里」であったことを認めることができる。これは明らかに郡家所在里を示しているものとしてよいのであるが、まずその里の位置を正確に復原しなければならない。筆者は未だ同図の原図に当る機会を得ていないが、これは幸い『歴史地理』第三巻に紹介されており、藤田明はその後同図について考察を加えた。^⑧そこで紹介されている図をもとにし、ほかに三千分の一の京都市都市計画基本図、及び航空写真と地籍図から土地割を析出した谷岡武雄の成果等^⑨を参照して、地形図上に宇治郡条里を復原したのが第3図である。この復原図は次のような吟味にたえるので、ほぼ妥当なものであると信ずる。

復原自体に目的を持つのではないから、主要な点のみを列記すると、
 ④ 道路配置が両者ほぼ合致する。特に勸修寺近辺の四条十三下小野里内の道路と東海道が妥当な位置を走っている。

⑤ 古図上、三条十三上小野里の西辺に位置する森は、復原図上随心院に南接する神社の森(第3図A点)であるから、両者の位置が合致する。

⑥ 五条十下石田里と六条十布豆田里の界線上には、古図に田中森とあるが、これは式内天穗日命神社であり、復原図上、石田集落の西方に神社(第3図B点)として残り、古図と同じく五・六条の界線上に位置する。



第3図 旧山城国宇治郡の条里

④ 東西に走る里の界線を仮に一町北へ移行させると四条十上石田里の西南方から里内へ突出する丘陵（第3図C点）が、古図とは比較にならぬ程小さくなり、且つ、六条十一岡本西里が、やはり古図と比較できぬ程山勝ちになる。

⑤ 逆に里の界線を一町南へ移行して復原すると、勸修寺（第3図D点）が五条十三下小野西里にはなしに、十四竹原里にあることになり、且つ四条十一加却布里に北方から突出しているべき御霊山と名づけられた丘陵（第3図E点）が突出しなくなり、いずれも古図に著しく相違する。

以上の吟味の結果、条里の界線は共に動かすべからざるものとなったのであるが、かくして宇治郡条里の七条六郡里、即ち郡家所在里は、第3図の通り現在の岡屋集落西半部を中心とした小地域に比定することができる。因みに郡里は一名岡屋里でもあったことは、古図にも示されている。

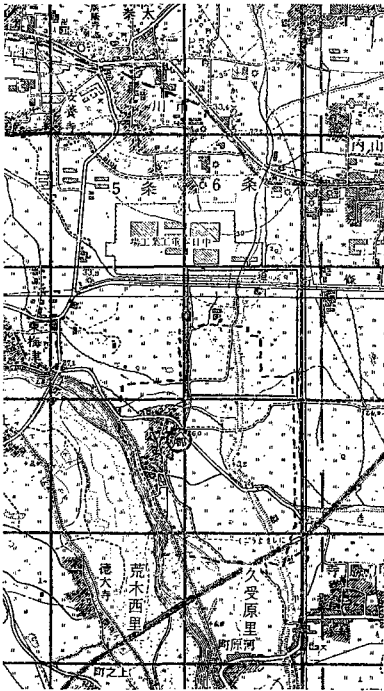
先の横島の小字郡は、条里の二里ほど、これに距たるわけであるが、その関係はどのようなものと解すべきであろうか。筆者の推察は、横島の郡が、宇治川改修後岡屋西部の低湿地化を避けて対岸に移転したことに起因して生じたのではないかということであるが、これについて現在のところ積極的な証左はない。わずかにその傍証として、現地調査の際、横島第一の旧家をはじめとする若干の家が、岡屋住民と婚姻関係を結んでいるという事実を聞き知ったことを述べておくにとどめたい。

従って問題の焦点はおのずから岡屋集落を内包する郡里に移さねばならない。しかし岡屋付近の現地調査結果は、特筆すべき積極的な資料を得るに至らなかった。そこで、以下に岡屋周辺の歴史的背景、並びに自然的な基礎を考察することによって、この地が郡家であって決して不自然ではないことを論じなければならぬ。

確かに宇治郡全体の中で、平野面積は山科盆地に大きい。それに加えて山科条里図が本来勸修寺の所領記録である関係から、記載の重点が醍醐、小野、山科方面に置かれている。そのためにとすると宇治郡の行政中心も山科方面にあったと考えがちであるが、事實はむしろ逆であるべきである。何故ならば、第一に宇治郡条里の呼称は宇治川谷口にはじまっており、第二に郡名が宇治川谷口に存在した宇治郷に負っているからである。

ところで郡里（岡屋里）周辺には、古代及びそれ以前、確かに地方的な小豪族が存在した。既に藤田明は、『姓氏録』中に「岡屋公百済国比流王之後」とあること、『三代実録』中にも「岡屋公」がみえること、及び東大寺文書承和二年（八三五）の田券に「堤田里（郡里の東隣り——筆者）戸主岡屋首」とみえることを指摘しているのである。更に古墳と考えられる二子塚が、図上、六条六下堤田里に存在し、これは現存もする（第3図F地点）。他に郡里の南に接する大津里内と考えられる地に尼ヶ塚なる小字が存在する（第3図G地点）。また式内社許波多神社三座のうち一座が、この郡里内、岡屋集落に現存するのである（第3図H地点）。要するに郡司級程度の氏族が成立する基盤がここにはあり、且つその程度の著名さを有する小土豪が、同時代に確かに存在したのである。^⑩

次に地形の現状から観察される低湿性が、決して本来のものではないことを述べたい。まず等高線をみると、一五メートル線が郡里及びその南の大津里の東部をほぼ南北に走っており、その線上に許波多神社が立地するのであるが、この高度は、宇治川対岸の式内社巨椋神社の立地点のそれにもほぼ等しい。かつて藤岡謙二郎等は、紀伊郡条里の地割が旧横大路沼の北岸に接し、対岸の久世・綴喜両郡条里地割が、同様に巨椋池南岸に接していることを明らかにし、「少なくとも条里施行時代には旧巨椋池並びに横大路沼を除く地帯以外は耕地として一まずは開拓された様子が知られる」と指摘したが、第2・3図の示すところによって、巨椋池東岸の条里地割ないし少くともそれに規制され



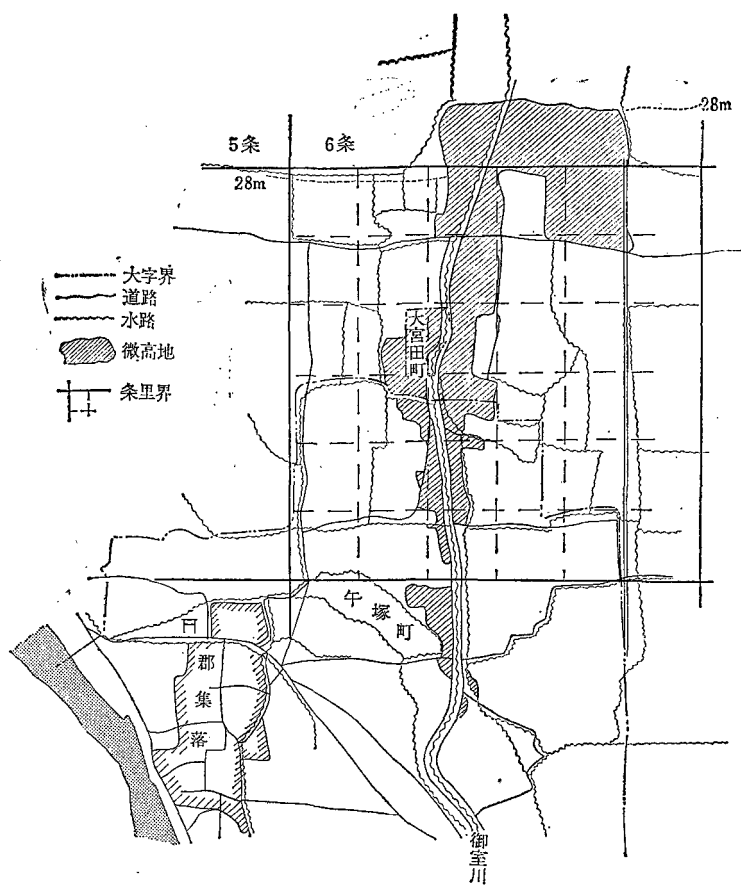
第4図 旧山城国葛野郡の条里と大字
郡の境域

ることの大きかった地割も、極めて湖岸近くまで施行されたことがあると考えられるのである。確かに昭和二八年の台風一三号のもたらした洪水による浸水地域は、この岡屋近辺では一五メートル線に達し、現宇治川左岸の方格地割地域も勿論水面下に没したのであるが、その際我々は、先にも触れた如く近世初頭の宇治川流路の付け替えに伴なう築堤や、それ以後の河床の高まりによって、本来あるべき様よりも以上に、この地域——特に現宇治川右岸地域の洪水・湛水の危険が増大したことを充分に考えに入れておかねばならない。

以上、横島に存在する小字郡及び岡屋集落周辺に他ならぬ「郡里」が存在したことを積極的理由とし、その郡里の南に接して港湾機能を有したのではないかと思われる大津里が存在したこと、及び土豪成長の基盤たる古墳の存在、小土豪の実在、並びに今日の景観から想像するほど地域一帯が低湿でなかったことを傍証として、岡屋付近が宇治郡家であったことを述べた。

(2) 旧山城国葛野郡家趾の追究

京都市西郊の旧葛野郡における郡家趾は、現在京都市右京区に編入されている西京極郡町付近に比定し得るものと考ええる。郡町の現境域は、東は平安京西京極大路に接し、西は桂川左岸に至る葛野郡条里の五・六条に亘り、平安京葬送・放牧地として著名な荒木西里・久受原両里の北に続く三つの里にほぼあて



第5図 推定山城国葛野郡家付近の微地形

はまるもの
 様である(第
 4・5図)。集
 落は、五・六
 条界線と、平
 安京の六条大
 路の西方への
 延長でもある
 里の界線との
 交点から西南
 方に展開す
 る。しかし地
 名及び現在地
 形から判断す
 る限りでは、
 郡家の中心地
 域は、現郡集

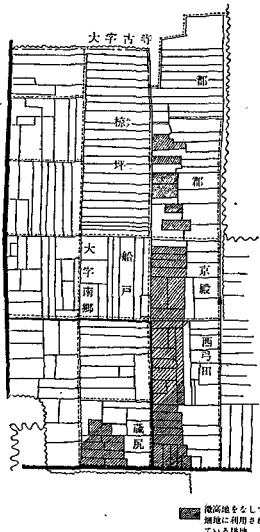
落の東北に位置する里（第5図で特に坪割線を記入してある里）に存在したのではないかと考えられるのである。

第5図によって明らかのように、今問題とする里の中央部には、南北方向に御室川が流れているが、その兩岸には広いところで二町弱、狭いところで約半町の、南北に連続した微高地が形成されている。その微高地上の土地利用は比較的近年まで一面の竹藪であったが、近年、工場用地及び宅地造成のために原景観は著しく破壊されてしまった。かかる地形の形成原因について、或いは御室川の天井川化作用の結果ではないかと推察してみたが、河川勾配の急変点は、等高線から判断すると、このような地形の上限である三〇メートル線ではなしに、それより約一キロメートル上流の三五メートル線と考えられるから、少々無理があると思う。しかしさりとて、他に適確な成因を筆者は当面指摘し得ないから、ここでは周辺の低地に対して数メートルの比高を有する、かなりの面的広がりを持った砂礫堆状の微高地が確かに存在したという事実のみを記すにとどめたい。

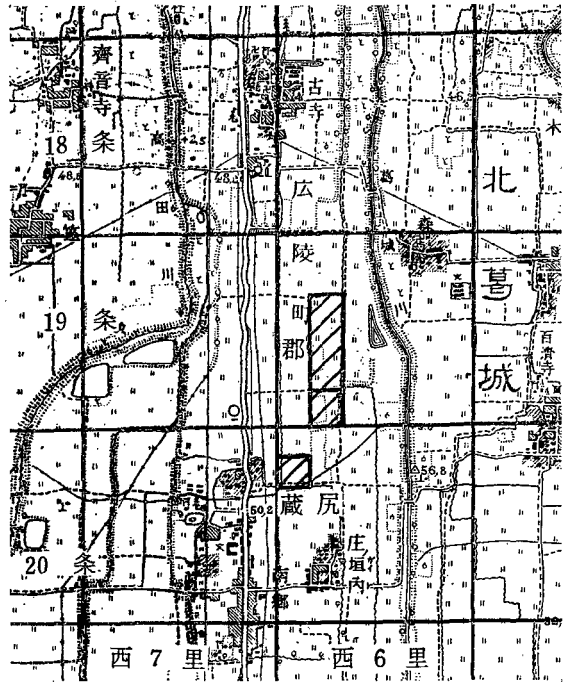
里の西南端に一部かかる郡午塚町は、既に早くから低地と化し、水田に利用されているが、その小字の平面形態、規模から考えるに古墳であった可能性が強い^⑨。因みにこの地域周辺には尚かなりの古墳が現存している。しかし我々が最も注目すべき事實は、里内のほぼ中央に、郡大宮田町なる小字が大字郡の飛地として遺存し、しかもその境域が南北正しく一町、東西約半町のかかなり整った平面形を有していることである。その地名からみても、又土地の利用価値から見てこのさして重要とは考えられない地点が飛地としてまでも大字郡の属地として存在したことからみても、さらにはその方形の区域を見ても、この地が古く神社ないしそれに或る関係を持つ地点であったのではないかと考えられ、更に或いは、郡家の中心部であったのではないかとさえ想像されるのである。正確なことについてはなお今後の検討を期したいが、葛野郡家の考定を進める際にはこの付近に焦点をあてるべきであろうと主張しておきたい。

ところで葛野郡家の所在に関しては、地名を無視して太秦に存在したと述べる全くの憶説が存在するので一応それを反駁しておきたい。即ち角田文衛は、国府と郡家は同一地点に存したであろうという仮定の上に立って、葛野郡家は、山城の第二次の国府と共に太秦に置かれたとするのが最も妥当であると述べ、郡町Ⅱ郡家趾とする考えについては、ここが桂川に臨む低地であつて、昔時絶えず洪水に侵されたであろうということ、及びこの地が葬送・放牧地に充てられていること、そしてそれ故に平安初期ごろに集落があつたとは考えられないことをあげて失当としているのである。しかしまず第一に国府と郡家が同一地点に存したという積極的な根拠は全くないのである。むしろ一般論としては、国司、郡司の出自・官位等を含めた性格の相違を考えるならば、同一地点には存しなかつたと考える方が正当であろうと思う。次に郡町は低地であることが述べられているが、これは恐らく、郡集落の位置のみから判断された結果ではないかと思われる。先に触れた如く郡町の境域には、かなり高燥な微高地を含んでいるし、桂川の流路については、福山敏男が条里復原の結果、現在位置よりも西方を流れていたものとされ、地籍図を検討してみても、桂川右岸には旧流路の痕跡である地割の乱れが瀝然としているが、左岸は、少なくとも先に問題にした郡家の中心ではないかと思われる里の南辺に沿う二五メートル線以北には、さしたる地割の乱れはみられないのである。また、今一つの、郡町が即ち葬送・放牧地に当るのではなく、筆者が問題にしたい里と、葬送・放牧地とは、六町を距てているものであることは、第4図によつても明らかである。なるほど概していえば、郡町附近は郡家の立地点としては必ずしも全て好適とは云い得ないかも知れない。^⑩しかし少くとも西に近く梅津をひかえた位置は利点というべく、また何よりも、さしたる積極的理由なしに郡地名を無視してこれを太秦に比定することは危険ではないかと思われる。

(3) 旧大和国広瀬郡家趾の追究



第7図 奈良県北葛城郡広陵町の小字郡及び付近の地割



第6図 推定大和国広瀬郡家の位置

奈良県北葛城郡広陵町に属する大字南郷及び古寺の境域にまたがって、小字郡を称する小地積が存在する。この地域は旧広瀬郡域に含まれるものであるから、筆者は、この付近を広瀬郡家趾ではないかと考えている。この小字所在地点は、大和盆地の条里で云えば路西一九条六里二七・二八・二九の三坪に亘り、その南に接して京殿（三〇坪）、更にそれより南南西に一町を距てて蔵尻（二〇条六里三五坪）なる小字がある（第6・7図）。筆者は前稿で、蔵尻なる小字そのものには直接に触れなかったが、大和盆地に屢々見られる小字クラノマチ、クラノツボが、郡・郷の正倉院趾に当たるのではないかとの説を発表しておいた^④。蔵尻もまた、かかる地名系列の中に含ませて理解すべきものではないかと考えるのである。次に微地形についてみると、こ



第8図 推定下総国香取郡家附近

(4) 旧下総国香取郡家趾の追究

の付近は通じて葛城川左岸の小規模な自然堤防上に当たるが、それに加えて、郡地籍内の西半部は約四一五尺の比高を以て、畑地に利用されている微高地を形成し、蔵尻地籍内も、西南四分の一度度が同様の比高を以て、果樹が介在する畑地となっている。これらは、自然地形に対する何等かの作為が想像される特徴である(第7図)。

従来この地が郡家に関係があるとの説は行なわれていなかったと思うが、上の地名及び地形的条件の他に、鎌倉時代、南郷氏が郡中に於ける豪族の一を称して、南郷に環濠をめぐらしたといわば屋敷村を営んでいたという注目すべき事実があつて、この小字郡付近を旧広瀬郡家に結びつけることは、充分に可能であると思われる。なお、この小字郡の北半がそれに属する大字古寺の東北隣、葛城川の対岸には、往時の郡名とのつながりを考え得る広瀬集落が存在しまた南郷の東、同じく葛城川をはさんで対岸には百済宮の遺趾にあてられる一区があるなど、それらを通して今後調査を続けるべき歴史的・地理的資料は少なくない。

千葉県香取郡神崎町郡は、つとに『日本地理志料』などによつて旧香取郡家趾と想定されている。^④この大字郡をめぐる一帯の地形的条件は第8図にみられる通りである。現在の郡集落は、現地での聞きとりによると、A地点に存在した鍋島氏の陣屋や、B地点に存在した永明廃寺趾を中心とする小谷に立地した古集落が、鬼怒川(後に利根川)の治水が進み、低地の耕作がより容易となるにつれて、漸次移動し

た結果のものであると判明した。その一部は更に東北方・五キロメートルの利根川畔へ移動して高谷集落を営むことになった。極めて注目すべきことは、この郡及び隣接の根岸には（従つて当然郡から派生した高谷集落にも）郡司姓を名のる家が多い事実である。それに関連して、郡集落の南方約一キロメートルの立野集落には郡姓が多くあることを知った^⑧。立野はかつて館野であり、郡における永明寺と同じように、ここにも宝光寺なる廃寺趾がある。立野の南方、小谷を距てて相對する地点には、立向なる新しい集落が存するが、これは地縁的にも血縁的にも立野とは何ら關係を有しない。同様に立野に向い合う武田も、室町時代の城趾は存するが、立野との關係は薄い。かくて我々は、西南方より東北方に向つて派出し、そこに郡や立野集落が立地する下総台地特有の一樹枝状台地が、周辺の地域と性格を異にする、まとまりをもつた一地域を形成していたことを窺うことが可能である。恐らくこの台地とそれを取りまく狭小な平地が、郡司居住集落をも含めた郡家の故跡であると考へて大過あるまいが、ではその中で、郡家の政庁たる部分はどこにあつたと考へるべきであらうか。筆者の想定は、郡集落の背後に位置する比較的広く且つ平坦な台（第8図C地区）上こそが、それに当たるのではないかということである。

この台地は小字を遠ノ台と称し、その東半部は千疊敷の俗称で呼ばれている。現地耕作者の語るところによると、約四町の広さがあるということであつたが、地形図や現地の印象ではそれより若干広いようにも見受けられた。第9図は明治九年の郡村地籍図から遠ノ台付近を写したものであるが、その中のA地点は約二畝強の地積を有し、俗称を「神ノ畑」といって、収獲物は大六天なる付近の小祠の祭料に充てる習慣であつた。この地点の作物成育状況はその周辺の畑地に比較して極めて悪く、そこに於ける建築物趾の存在を暗示している^⑨。その他の地点で同様な悪条件の畑が存在するかどうかは確かめ得なかつたが、台上一帯からは須恵器・土師器片が多量に出土し、現在でも表面採集が

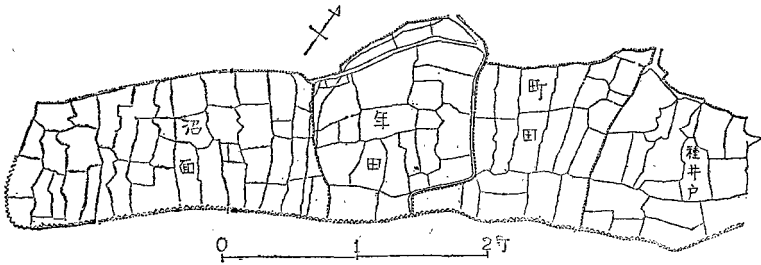


第9図 明治年下総国香取郡郡村地籍図の一部

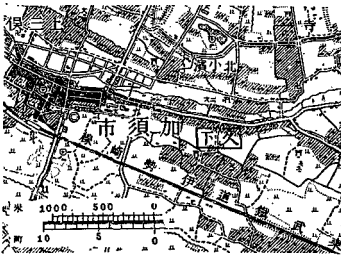
可能である事実は注意しておく必要がある。尚、この台上ではないが、四近には前方後円墳及び円墳の混じた古墳群も多く、地方土豪の成長を促した史的基盤は容易に指摘し得るのである。次にこの東西にほぼ長方形を呈する速ノ台は、南方が著しくくびれて独立丘陵の如き観を呈しているのであるが、その部分から台の東を迂回して郡集落へ古い道路が通じている。その道沿いの第8図D地点には、平安初中期のものとされる観音像を有する円光寺があり、境内に「亀井さん」と俗称される豊かな湧泉がある。これがこの地域の最も重要な給水源であったことは云うまでもない。

筆者は、如上の間接的な諸資料によつて、一応遠ノ台上に郡家を想定するのである。

しかし、それでは立野（館野）の存在は如何に考へるべきであろうか。現地を踏むことはできなかったが、第8図E地点は小字萱場と称し、約五間四方

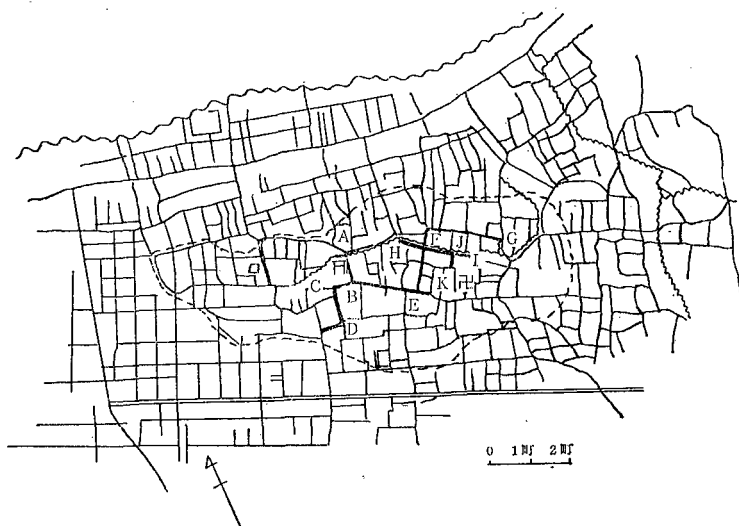


第10図 旧下総国香取郡家厩付近の樹枝状谷における耕地割(大字立野地籍図による)



第11図 埼玉県加須市久下集落の位置

ほどの方形の土塁に廻らされた長宝殿と称する石祠が存在するという。先の宝光廃寺と共に何等かの意味を有するものと考えられるが、ここに積極的な発言をすることはできない。しかし少くとも、館地名地点であるということ、郡姓を負うものが多数存在するということを考えるとき、立野を全く無視して香取郡家厩を考えることは正當でないように思われるのである。強いて想像するところを述べるならば、郡集落と共にここが郡司居住集落でなかったかということであり、再び調査の機会を得たならばかかる観点からも考察を加えたいと考えている。第10図はかかる考えから、立野地籍に属する第8図F地区の耕地割を地籍図に求めてみたものである。町田という小字名と、或る程度整形の方格的地割とは、条里地割に類似したものと云うべく、開発の古さを示すかのである。郡家存続当時、この地域一帯の生活基盤たる耕地を現在の利根川に接する地に求めることは、恐らく相当の困難をとめない、台地に樹枝状に入りこんだ小平地が最も好ましい耕地たり得たであろうという推測にも合致して興味深いものがある尚、少くとも今回の調査の限りでは、この耕地割のほかに、郡家に加えられたとみなし得るような方格的規制は、とくに見出し得なかった。



第12図 埼玉県加須市久下付近の道路網・土地割入

(5) 旧武蔵国埼玉郡家趾の追究

現在埼玉県熊谷市に属する荒川左岸の久下集落は、往時の武蔵国大里郡郡家郷の故趾に当たるものと推定されているが、その正東約一八キロメートルに立地する、現埼玉県加須市久下（第11図）については、特に郡家として言及しているものがなかったようである。しかし筆者は、この地が推定大里郡家趾と同名の集落であることから、埼玉郡家趾に関係があるのでないかと考えて調査を行なってみた。その調査結果は次の如きものである。

第12図は一万分の一加須市全図をもとにして、その道路割と、論述に必要な地物を記入したものである。周辺の水田地帯は、町村合併前の昭和二九年に耕地整理が行われているが、それに対して久下集落の立地する小地域は、会川（旧利根川流路）の自然堤防又は砂州状の微高地を形成し（概略破線で囲んだ地域——ただし自然堤防の微高地であるから、厳密に傾斜変換線を描くことは、簡単にはできない）、主として畑地利用が行なわれ、従って耕地整理

は施されていない。そこで我々は若干の景観の遺存を期待することができる。比較的小縮尺の地図をもとにせざるを得なかった為に、必ずしも全き正確を期し得ないのは遺憾であるが、耕地整理の影響が加わっていない古来の道路・土地割には、ほぼ二種類の方向が認められるようである。一は同図のA—B、C—D線方向（大略N₈₀°E）の道路とそれに直交する道路網・耕地割であり、これは微高地の西半部の地割を規定しているものの様である。このA—B—C—Dを通る道路は、かなり古くから存在したものであるという^⑩。ただし、図に記号で記した鷲神社は、当地域の東南方に位置する鷲宮の鷲神社の分神ということで、あまりに古く考えすぎることに問題があるようであった。次に他の一つの道路割は、E—F線（大略N₂₀°E）方向の道路及びそれに直交する道路網・土地割であって、ことにそれと並行及び直交するH—I、J—K線は比高約一・五メートルの土塁状の高まりから成っていることが注目される。この地割方向は微高地の東半部に卓越し、しかも周辺地割に対して全く孤立的である。それに加えて最も注目すべきことは、その中心部に勝蔵院を称する寺院の存在することである。寺での聞きとりでは、開基は一八代溯るとのことであったが、筆者の考えは、ことによると勝蔵院は正蔵（倉）院に由来する寺号ではないかということである。因みに勝蔵なる用語は仏教学上特別の意味は有しないようであることを付加しておきたい。更にそれに関連して三重県上野市下郡に正蔵寺が存在する事実を比較参考の為に指摘しておきたい^⑪。

要するに、第12図上、E—F—Gによって囲まれる地区はほぼ方二町であるが、その近辺若干の区域のみが、他と異なる地割方向を示し、且つその中に正倉との関連を思わせる勝蔵院なる寺院の存在すること、及び久下地名、中世における久下氏の存在等^⑫から、筆者はこの地を以て、埼玉郡家趾に充てんとするものである。

四、結び——郡家の広さと方格的規制の問題に関する見通しに触れて——

前章において筆者は、推定山城国宇治郡家ほか四つの郡家趾に遺存したと考えられるコオリ地名を手がかりとして、現地及び机上調査を行ないその調査結果を報告したのであるが、かかる調査研究の少くとも一つの帰結でなければならぬ問題、即ち郡家は如何なる面積を有し、又いかなる土地プランに規制されていたのか、という問題については殆んど言及するところがなかった。もとよりかかる問題は重要であり、数少い、しかもその個々が極めて曖昧な景觀をしか遺存していない諸例から、性急な結論を導くことは避けなければならないが、しかしそれにもかかわらず、我々は、現段階で或る程度の見通しを得ておくことは無意味ではない。以下はそれについての筆者の見通しである。

従来、国府の歴史地理学的研究においては、著名な周防国衙土居八町の文書を一つの有力な典拠として、八町四方を典型的なものとする方形外郭と、その内部における方格地割、いわゆる国府の都市的プランを明らかにする面の研究が、米倉二郎、藤岡謙二郎を中心として著しく進展してきたことは周知の事実であるが、郡家に関しては、かかる整形プランが存したという確実な典拠はなお存在しない。しかし実際に帝都では広大な都城プランが施され、国府がそれにならない、平野部に至る所条里制地割の網目に被覆されており、のみならず宇津保物語（吹上）に、紀伊の国司で牟婁郡に住む種松なるものが、四面八町の私宅を構えていたと書かれる程に、方八町という概念が一般化しており、或いは尾張一宮の真清田神社が方八町あったという伝承を持つことなどを合考するとき、郡家もまた或る場合には、国府に類する数町四方のワクによって周辺と明瞭な区別を有する一区を成していたであろうということは予想し得るところである。その意味から藤岡謙二郎が、想定伊勢国鈴鹿郡家趾・美濃国不破郡家趾の考定に際して方六町及

び八町の方格プランの存在を示唆したことは、蓋し卓見というべきであらう。筆者もまた、郡家関連地名が、条里制下における里（時には条）の固有名詞として存した事実から、一般に或いは方六町程度の、仮に極めて萌芽的なものであったにせよ、都市的な土地プランが有り得たのではないかと考えている。かかる里又は条の固有名詞としては、例えば前章で触れた宇治郡条里における郡里のほか、和泉国大鳥郡条里における郡里^⑤、武蔵国大里郡条里における郡家里^⑥、大和国宇智郡条里における郡条^⑦などがあるが、これらの故趾に如上の外郭プランの遺景を求めることは、今日決して容易なことではないから、ここでは今後の研究に際してかかるプランの存在を予想して当たることも必要であらうと提言するにとどめたい。

ところで、このような考えは、郡家内部の構造、即ち建物の種類、数、配置等の究明、即ち、郡家はその主要な構成要素は政庁と倉庫群であり、その前には門を構えたすぐれて律令制的な存在であるが、その配置や面積はどのようなものであったかという問題、或いは郡司居住集落や社寺^⑧は郡家に対してどのような位置に存したのか、郡司職田の存在形態如何等の問題とも併行して進展させていかねばならないことは云うまでもない。筆者は前稿^⑨において倉庫数と倉院面積の関係について若干触れたが、もとより今後、文献的に諸郡家の建築物数、郡家に関係を有する人の職種や人数等に立ち帰って網羅的に郡家面積の考定を試み続けなければならないと思うのである。

欄筆にあたり、常に御親切な御指導を賜わり、本稿について含蓄の豊かな御示唆を与えて下さった藤岡謙二郎先生をはじめ、織田武雄、西村睦男、水津一朗の諸先生に心から感謝の意を表させて頂く。また快く地図を提供して下さい、地籍図の閲覧その他について便宜をはかって下さった関係市町村役場、並に現地の方々に感謝する。

〔註〕

- ① 政庁としての郡家を表現する用語としては、他に郡衙、郡庁、郡府、郡治などあるが、律令時代を通じて、「郡家」が最も一般的に使用されたようであるから、この言葉に統一することとした。尚、筆者は単に政庁のみならず、正倉群や、近距離に存したはずである郡司居住集落等を含めた広い意味をこの言葉に付与したい。丸茂武重「国府・郡家の建物について——律令制における——」『国学院雑誌』六二の九（昭三六）参照
- ② 高井悌三郎『常陸国新治郡上代遺跡の研究』（昭一九）
同「郡家と国府」 藤岡謙二郎編『国府の歴史地理学的研究抄報』（昭三三）所収
藤岡謙二郎・西村睦男「歴史地理的にみた鈴鹿市広瀬台地の初期歴史時代遺跡群——軍団趾の問題と付近の開発をめぐって——」『史迹と美術』二七九（昭三二）
藤岡謙二郎「律令的古代地域の様相——帝都地域、郡衙や軍団等の所在地域の構造と前時代の文化遺産の問題——」『都市と交通路の歴史地理学的研究』（昭三五）所収
同「古代の政治地域と国府、郡家と関所——美濃国の場合——」『日本歴史地理序説』（昭三七）所収
田辺哲夫「玉名郡倉址と推定される肥後立願寺の遺構」『熊本史学』一〇（昭三一）
豊崎卓「茨城郡家の探究」『茨城大学文学部紀要』一一（昭三五）
同「筑波郡家の探究——探波の巨石遺物にも触れて——」『茨城大学文学部紀要』一二（昭三六）
同「信太郡家の探究」『茨城大学文学部紀要』一三（昭三七）
③ 『地方史研究必携』があげている数値によると、延暦年中五五五、延喜式五九〇、和名抄五九二、拾芥抄六〇五郡が存在した。もちろんこれは同時に郡家の数でもある。
- ④ 続日本紀卷四 和銅二年一〇月八日
- ⑤ 続日本紀卷一一 天平五年一二月二六日
- ⑥ 続日本紀卷七 靈龜元年一〇月二九日
- ⑦ 続日本紀卷一〇 天平二年一月二六日
- ⑧ 続日本紀卷二八 神護景雲元年一〇月二九日（この月日は「日本紀略」による）

⑨ このコオリ地名以外に、ミヤケ地名や、金沢庄三郎氏の説を一応是であると仮定した上でのニイノミ地名（『地名の研究』昭二四 一九四頁）も、将来郡家関連地名として一度は慎重に検討しなければならないが、本稿ではそれらに言及する余裕を持たない。

⑩ 例えば岡山県都窪郡山手村西郡について『大日本地名辞書』は、「錦織に同じければ、近隣の村落服部（賀陽郡）と関係する所あるごとし」と説明している。九五六頁

⑪ 『地名の研究』（『定本柳田国男集』二〇 所収）一一九～一二一頁

⑫ 『寝屋川市史』（昭三六）二六三頁

⑬ 平安遺文六七二号

⑭ 平安遺文七六三号

⑮ 『地名の研究』 一九四頁

⑯ 前掲註②『常陸国新治郡上代遺跡の研究』

⑰ 日本後紀卷二六 日本紀略一四による

⑱ 続日本紀卷三七 延暦二年六月一日

⑲ 『大日本地名辞書』四一七六頁 桑折条

⑳ 愛知県教育会編『尾張徇行記』中巻（昭一〇）五四五頁

㉑ 『福井県大野郡誌』下（明四五）一三五四頁

㉒ 吉田敬市「巨椋池湖岸変遷考」『日本史研究』七（昭二三）

㉓ 槻島婦人会長岡田小夜子氏による。以下槻島での聞きとりは主に同氏による。

㉔ 槻島はいわゆる堤防集落の一つであるが、堤防そのものの上に立地してはいないで、堤防の背後の平地に立地していることを忘れてはならない。従って条件は旧流路に接していても全く同じである。

㉕ 河道の付替によって本来高燥であるべき地が低湿化する例は他にもみられる。例えば現大阪府枚岡市の西を北流する恩智川は条里界線に沿って、近世人工的に河道がつけかえられたものであるが、その結果左岸に比して本来高かった右岸地域の一部が悪水の停滞と洪水に悩まされることになった。

- ②⑥ 黒河春村「山城国山科郷古図」『歴史地理』三の八(明三四)
- ②⑦ 藤田明「山城国山科郷古図略考」『歴史地理』五の三、四、五(明三六)
- ②⑧ 谷岡武雄『平野の地理』(昭三八) 一二八頁
- ②⑨ 塚地名を古墳に関連する地名であると考えるのは目下のところ私見である。しかし、現代といわず歴史時代を通じて古墳の破壊従ってその消失が極めて数多い状態であつてみれば、少くとも相当の面積を有する塚小字名は、古墳に由来する場合が多いと考えても必ずしも無稽ではないと思う。参考までにコオリ大字地籍内にみられる塚地名を若干あげると大阪府茨木市郡及び郡山における馬塚、茶臼塚、柿ノ本塚、高槻市郡家における掛塚、ワクヅカ、愛知県江南市古折における富士塚、芝塚、京塚等、例は数多い。このうちには明らかに古墳であることを認め得るものもあるが、それに満足せず、我々は塚地名と古墳との関連を、今後組織的に追究する必要がある。
- ③⑩ 内務省編『特撰神名牒』(大一一四)による。
- ③⑪ 続日本紀には(巻二六、天平神護元年六月九日)「山背国宇治郡少領外從五位下等臣」氣多麻呂賜姓朝臣」などの記事がみられるが、屋屋公なるものを含めた郡内豪族の文献的研究はなお深めねばならないと考えている。
- ③⑫ 藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』(昭三〇) 一三八～九頁。他に、藤岡・谷岡武雄「山城盆地南部景観の変遷」『日本史研究』七(昭二三) 参照
- ③⑬ 前掲註⑨藤岡著書 一四〇頁
- ③⑭ 郡家と港湾機能の關係は、事例に則した具体的研究はみられないが、国府の研究において港湾機能の問題を重視している論者は既にみられるのである。藤岡謙二郎「都市に於ける河川の役割——その歴史地理学的考察」『都市問題』五三の八(昭三七)
- ③⑮ 福山敏男「山城国葛野郡の条里について」『歴史地理』七一の四(昭一一)
- 米倉二郎「山城の条里と平安京」『史林』三九の三(昭三一)
- ③⑯ 類聚三代格卷 一六 貞観一三年閏八月二八日 太政官符
- 定「葬送・放牧地」事
- 山城国葛野郡一处在三・五・六条荒木西里
六条久受原里

四至 東限ニ西京極大路、南限ニ大河、
北限ニ上件両里北限一

⑧7 前掲註⑧福山論文の比定に従う。

⑧8 角田文衛「山背国分寺」『国分寺の研究』上（昭一三）所収

⑧9 これに関連して筆者の臆説を述べておきたい。山城国府が延暦一六年に乙訓郡へ移ったのは（日本紀略 延暦一六年八月二五日）、葛野郡の地が狭小なる故を以てであった。これは勿論、それに先だって延暦一三年からはじまった平安京の造営によるものであろうが、その際国府が都城域内に含まれることになった為に、いわばはじき出される結果になった、ということは全く考えられないことであらうか。で若しもかかる考えが何等かの形で証されるならば、郡家の場合もその様な原因で郡町の位置に移ることになったと考えることもできるのではあるまいか。郡町の東境界線が西京極大路に接している事実は、その様な経過に多少の関連を有するのではないかと思われる。

④0 前述宇治郡家と大津里の關係を比較参考してみる必要があると思われる。

④1 服部昌之「郡の成立過程」『人文地理』一〇の二（昭三三）

④2 拙稿「大和盆地に分布する小字『クラノマチ（ツボ）』の考察——我が平安時代における郡郷等の正倉院追究の一試論——

『史林』四五の一（昭三七）

④3 『大和志料』下 二〇三頁

④4 「郡村、蓋位中央、豈郡治所在耶、慶長中、鍋島勝茂、領鳥井氏遺邑、當于此、至元禄十一年云、治田五千石、亦拠郷司址也」

④5 神崎町社会教育委員長樺半次氏はか石橋直、高柳周司、後藤玄吾の諸氏に種々御教示願った。

④6 これに関連して筆者は、千葉県香取郡多古町北中に郡司姓、同じく香取郡東庄町今郡に郡姓が多いことを聞き知った。前者は旧匝瑳郡家に関連するものと考えられ、後者は従来海上郡家趾の地である（『大日本地名辞書』）とされているのである。従って、今後我々は郡司・郡姓の分布を全国的に把握する必要がある。

④7 Field Archaeology によく使われる Crop Marking あるいは Soil Marking が明瞭に観察される。Bradford, J.: Ancient Landscapes——Studies in Field Archaeology (1957) 参照。

④8 上野国交替実録帳（長元三年）（平安遣文四六〇九号）には、郡司四等官の宿舎ではないかと考えられる一館々四館の建物に

ついで細かな記載がある。注意すべきことはそれらの館は殆んど必ず厩か又は厨を備えており、しかも両者共に備えた館は見当たらない。それ故に竹内理三氏は郡司の通勤制度という卓見を示された（「郡衙の構造」『史淵』五〇 昭二六）。今、厩及び厨について記載している三二の館についてみると、二二は厩を有し、厨を有するものは一〇にすぎない。従って政庁としての郡家にある程度距離を有する出身集落から日々通勤する郡司は比率にしてみればかなり多かったと見なければならぬ。

- ④⑨ 『大日本地名辞書』三〇七七頁。尚三友国五郎氏は大里郡の条里遺構を調査され、この久下が、武蔵国大里郡坪付（平安遺文四六一〇号）にみえる五条二郡家里に比定することができると言及された。（「関東地方の条里」『埼玉大学紀要』八 昭三四）

- ⑤⑩ 加須市役所での聞きとりによる。

- ⑤⑪ 仏教辞典を二三当たってみたが、この用語は項目としてとりあげられていない。

- ⑤⑫ 「正蔵」とは直接結びつかないが、やはり郡家趾の一と考えられている静岡市曲金に宝蔵寺なる寺院が存在する（静岡市史編纂室安本博氏の御示教による）。今後の考察の為に記しておきたい。

- ⑤⑬ 『大日本地名辞書』三一―三頁

- ⑤⑭ 米倉二郎「古代における日本の都市」『東亜の集落』（昭三五）所収 など

- ⑤⑮ 藤岡謙二郎「地方都市としての国府の歴史地理学的研究」『都市と交通路の歴史地理学的研究』（昭三五）所収 など

- ⑤⑯ 水野時二『尾張の歴史地理』上（昭三四）六六頁

- ⑤⑰ 前掲註②藤岡論文

- ⑤⑱ 平安遺文二一八号。この里の現地比定については、米倉二郎『東亜の集落』一八九頁参照。

- ⑤⑲ これは平安遺文に前後一九通収録されている大和国柴山寺牒に屢々みえるが、殆んどの場合一・二里のみであり、ただ一例、寛弘六年二月二〇日の牒にのみ

佐味条六里

郡条二里廿一坪二段『乍巳』

同条七里

同条五里

という記載がみられる。ところがこの「同条七里」「同条五里」の下に記される坪付は他の牒を参照してみると、佐味条五・七里のそれと一致する黒が多い。従って上の「同条七里」「同条五里」は「佐味条六里」を受けるものだと考えるべきであり、「郡条七里」「郡条五里」のこととは考えるべきではない。つまり「郡条二里廿一坪二段」の記載は、原史料における贋入か又は平安遺文のあやまりであろう。即ち少くとも文書の上には、この郡条は二里までしかあらわれてこない。更に筆者は、実際にも一・二里しか存在しなかったのではなからうかと想像している。

⑥① 「郡家南門。有一大櫓。……」（常陸風土記 行方郡の条）

「遣唐使祠天神地祇於当国愛宕郡家門前」（続日本後紀卷六 承和四年二月一日）

⑥② その社名から郡家にゆかりのあるものと考えられる神社には、例えば郡家神社（式内社、加賀国加賀郡）、大領神社（式内社、美濃国不破郡、他に式内社ではないが近江国愛知郡愛知川町長野に存在する）等がある。そして美濃国不破郡の大領神社はまさしく推定郡家集落宮代に位置している。前掲註②藤岡「古代の政治地域と国府、郡家と関所——美濃国の場合——」参照

⑥③ 康治二年（一一四三）の「尾張国安食荘立券文」（平安遺文二五一七号）によって郡司職田につながるのではないかと考えられる「郡司領」を条里坪付に従って図化してみると、極めて散在的である。（条里復原、坪の配列は、前掲註⑤水野著書上・中による）

⑥④ 前掲註①丸茂論文参照